第２章　総論

１．計画の基本的な考え方

（１）基本理念

名護市民においては、性別による固定的な役割分担意識やその意識に基づく不平等な慣習などが根強く残っています。特に、意思決定の場への女性の参画は不十分な状況にあり、男女平等の達成に向けてなお一層の努力が求められます。そうした考え方や状況等が、女性も男性も自分らしい生き方を実現していく上で見えない社会の障壁となっています。誰もがそうした固定された役割分担や習慣に敏感になり、男女平等の意識づくりを女性、男性がともに行う必要があります。

そのため、本計画では、

認めあい、尊重しあい、協力しあい、支えあい

あい（愛）があふれる男女共同参画の社会　なご

を理念として掲げ、これまで進めてきた男女共同参画の「基盤づくり」や「環境づくり」を土台として、“個人の確立をめざすとともに、互いの人権を認めあい、尊重しあいながら、それぞれの個性や意思をもって社会のあらゆる分野における活動に参画し、協力しあいながら自分らしい生活を営むことのできる豊かで魅力ある男女共同参画社会”をめざします。

※男女共同参画とは：私たちが持っている「男らしさ」「女らしさ」についてのイメージ・意識・考え方に捉われず、人として平等に認められ、自らの選択によって生き生きと活躍し、能力や個性を発揮できることです。

※男女共同参画社会とは：男女共同参画社会基本法第２条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけられています。

男女共同参画シンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

（２）計画の愛称

前述の基本理念を広く周知していくため、本計画の愛称を「あい・愛プラン」とします。

２．計画の基本目標等

（１）基本目標

前述の基本理念の実現をめざし、市民や地域、事業所、行政が一体となって推進すべき骨格となる目標を以下の通り定めます。

１）男女共同参画に向けた意識づくり

男女が共に参画し、活力ある社会を形成していくためにも、心に深く根付いている固定的な性別役割分担意識に捉われず、お互いが平等な存在であることを認め合うことが求められます。その推進にあたっては、意識啓発などの取組みがとても大切になるものです。

男女共同参画の更なる推進を図るためにも、身近な社会での不平等を自覚し、主体的に意識を変えていくなど、あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。また、広報や周知活動、各種情報交換等により市民意識の醸成を図ります。

２）互いの性や人権、文化を尊重しあうまちの実現

男女が身体的な違いや性差に捉われずに、生涯健康で安心して暮らしていくためにも、命の大切さを理解するとともに、お互いの性を人権としての視点から尊重し、誰もが自立して安心した生活を営むことのできる社会を実現していくことが求められます。また、新たな生命を育む母性の重要性と、その正しい認識を深めていくことが重要です。加えて、人権を尊重する意味において、国際社会への理解を深めていく中で、視野を広げ、人種や性別といった多様性を認め合う意識を構築していくことが重要です。

妊娠・出産についてなど、女性が自らの身体に関することを主体的に選択・決定することを含め、各世代の男女が生涯を通じてお互いの健康を尊重し合えるように支援します。また、互いの人権や文化を尊重する意識を幼少期から養うとともに、その定着を図ります。

３）配偶者等からの暴力（ＤＶ）等の根絶に向けた取組みの推進

本市においてもＤＶは依然として問題となっており、被害者のほとんどは女性です。また、近年では、パートナーからの暴力だけでなく、デートＤＶといった暴力行為や、ストーカー行為、ハラスメント等の他者の尊厳を傷つける行為も問題となっています。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、ＤＶ防止法）」の改正などにより法整備は進んでいますが、ＤＶは未だに個人や家庭の問題であるとして被害が潜在化し

やすいことから、社会全体で被害者を支援すべきとの認識を高める必要があります。

ＤＶ被害者等の安全と安心を確保し、市民の誰もが加害者・被害者・傍観者にならないための総合的なＤＶ対策を積極的に推進します。また、庁内及び関連機関の連携のもと、相談体制の強化を図ります。

様々な形態のハラスメント（嫌がらせ等）についても、職場、学校、地域、家庭等社会のあらゆる場で、他者の尊厳を傷つける行為であることの認識を広く浸透させ、その防止に向けた意識啓発をすすめます。

４）男女共同参画に向けた家庭・地域・職場環境づくり

男女が共に協力しあいながら、社会参画をしていくためにも、家庭・地域・職場といった様々な場面における男女共同参画が求められます。

家庭での男女共同参画を支援するため、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実を図るとともに、男性の家事への参画を促します。また、男女が社会の一員として対等な立場に立てるよう、私達の意識や行動の中に当然のこととして身についてしまっている社会制度や伝統的慣習・慣行の見直しを促進します。

職場においては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境の整備に向けた取組みを支援していきます。加えて、子どもたちに対し、性別に捉われない職業選択への支援や就業意識を育てるとともに、ひとり親家庭や再就職を望む女性等に対し、自立へのチャレンジ・再チャレンジに向けた取組みを充実します。

５）女性の能力発揮促進と人材活用

女性の社会的な地位や評価、社会のしくみを変えていくためにも、女性自らが更に積極的に行動を展開できるステージをめざしていくことが重要です。

女性の社会参加・自立を積極的に支援するために、研修機会の充実等を図り、女性の起業支援や地域で活躍する女性リーダーの育成を図るなど、女性の能力発揮を促進します。

また、政策・意思決定の場への女性の積極的な登用に努めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

（２）名護市男女共同参画推進条例の６つの基本理念と本計画基本目標との関係

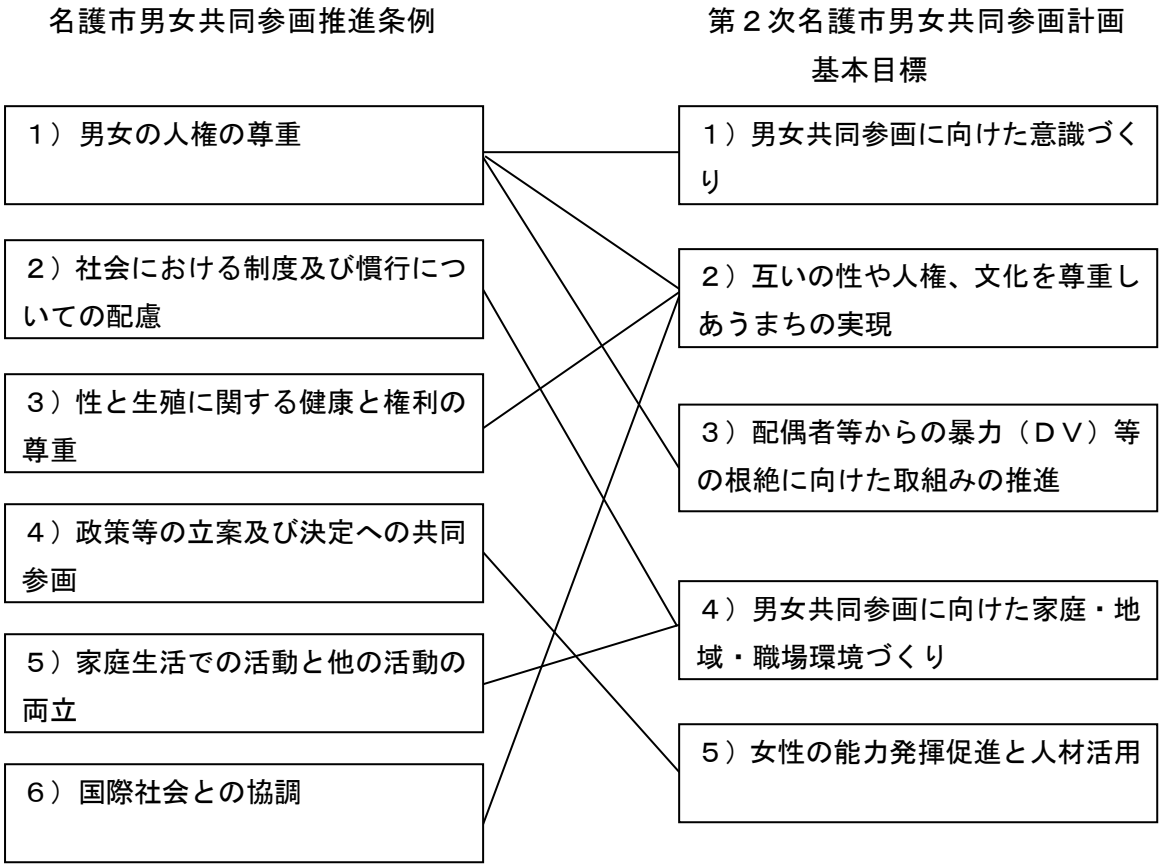

（３）施策の体系

認めあい、尊重しあい、協力しあい、支えあい

あい（愛）があふれる男女共同参画の社会　なご

＜目　標＞	＜方針＞	＜施策の方向＞
１）男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画に関する広報・情報発信の充実	多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進 男女共同参画月間等での効果的啓発活動の実施 男女共同参画に関する調査研究等の実施
	②学校教育・社会教育等における男女平等教育の推進	男女共同参画意識を高める教育の推進 生涯学習社会における学習機会の充実
２）互いの性や人権、文化を尊重しあうまちの実現	①男女それぞれの性に配慮した生涯にわたる健康支援	思春期保健対策の推進 性差に応じた健康支援の推進 「性と生殖に関する健康と権利」の普及
	②人権意識の高揚や多文化共生に向けた取組みの推進	人権に関する意識啓発の推進 各種国際交流事業等の推進
３）配偶者等からの暴力（ＤＶ）等の根絶に向けた取組みの推進	①ＤＶ、ハラスメントの根絶に向けた認識の浸透	暴力等を容認しない社会的気運の醸成
	②被害者の早期発見及び相談・支援体制の充実	相談体制の充実 被害者の発見・通報対応についての周知 関係機関等との連携による適切な保護等の推進
４）男女共同参画に向けた家庭・地域・職場環境づくり	①家庭生活における男女共同参画の推進	男性の家事･育児参加促進に向けた取組みの推進 保育サービス等の充実 介護サービス等の充実
	②地域活動における男女共同参画の推進	社会制度･慣行の見直しに向けた意識啓発 地域活動等への参加促進
	③職場・雇用環境における男女共同参画の推進	男女の均等な雇用機会等の確保 育児・介護等を支える職場環境の整備 女性の再就職支援に向けた情報提供 ひとり親家庭の自立促進
５）女性の能力発揮促進と人材活用	①政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進	市政への女性の参画の促進 庁内における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進 企業・団体等に向けた女性登用の啓発実施
	②女性の能力発揮促進に向けた支援の充実	女性リーダーの育成 女性起業家への支援 女性の能力開発講座等への参加促進

３．目標指標

計画を実効性のあるものとしていくためにも、計画に基づく取組みの成果と課題を客観的に評価する必要があります。

そのため、以下に達成すべき数値目標を設定します。なお、目標指標に関連する取組みについては、**重点施策として位置づけ**、積極的に展開していくものとします。

目標項目	現状値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 35 年度）	目標値設定の考え方等	関連する領域
社会全体で男女の地位が平等だと回答する方の割合	女性 13.8% 男性 23.3%	女性 40% 男性 40%	・市民意識調査の質問１より。 ・条例や計画の周知、積極的な広報活動などで意識改革を図り、各種取組みに波及していくことで男女の地位が平等になることをめざす。	基本目標１
パートナー間における「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」の各行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する方の割合	平手で打つ： 女性 68.5% 男性 66.0% 殴るふりをしておどす： 女性 57.4% 男性 57.3%	女性 80% 男性 80%	・市民意識調査の質問 22 より。 ・人権教育の推進をはじめ、ＤＶに関する講演会の開催等により、各行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と認識することをめざす。	基本目標２ 基本目標３
身近なＤＶ被害者に対して「何もできなかった」と回答する方の割合	女性 30.4% 男性 38.9%	女性０％ 男性０％	・市民意識調査の質問 21 より。 ・ＤＶに関する相談窓口の広報、早期発見や対応に努め、ＤＶの当事者が身近にいた場合、相談窓口を当事者へ伝えるなど、何らかの行動がとれる市民が増えることをめざす。	基本目標３
男女がともに働きやすい職場環境づくりに「特に取り組んでいない」事業所の割合	38.0%	０％	・事業所意識調査の質問６より。 ・市内事業所に対し、セクハラ防止のための意識啓発や結婚・出産後も勤続できる環境整備の促進を図り、「取り組んでいない」とする事業所の解消を図る。	基本目標３ 基本目標４
過去５年間に男性従業員が育児休業を取得した企業等の割合	3.2%	20%	・事業所意識調査の質問９より。 ・男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、育児休業法の普及に努め、取得者の増加をめざす。	基本目標４
各種審議会等の女性登用率（第 202 条の 3、規則に基づく審議会等）	24.3%	40%	・女性委員登用率の向上促進をめざす。 ・県の目標値に準じて設定。	基本目標５